

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

①地域の概要・立地

【位置・面積】

太良町（以下、当町という）は、佐賀県の西南端に位置し、西側一帯は阿蘇火山脈の最北にあたる多良山系が連立し、北は鹿島市、南は長崎県諫早市に接し、西は多良岳を隔てて長崎県大村市に隣接し、東は有明海に面している。東西 12Km、南北 14Km、面積は 74.30km²、人口 8,469 人、世帯数 3,199 世帯（R3.6.30 現在 太良町ホームページより）である。

【地勢・地質】

西の多良岳、経ヶ岳を頂点として東に緩やかな傾斜面をなし扇状に有明海に向かって広がっている。かつて多良岳が火山で活動した時代に溶岩噴出し、火口から遠く流れて数条の裾野を形作り海岸に接している。地質は、安山岩が母岩となっているが、山麓地帯は主に玄武岩からなっている。

林野面積は、全体の 54% を占め、山麓平野部は樹園地であり、みかんなどを栽培している。また、有明海岸沿いには日本で最も干満の差が大きいとされる広大な干潟が存在している。

【河川】

多良岳、経ヶ岳に源を発し、中央部に多良川、嫁川、糸岐川、南部に田古里川、休石川、北部に江岡川、伊福川があり、その他中小河川が多く、有明海に注いでおり用水灌漑用として大きく利用されている。

山間部分では、急傾斜地崩壊や地すべり発生、土石流の危険箇所が多数存在している。

【活断層】

佐賀県内には、国の地震調査研究推進本部において「主要活断層帯」として評価対象となっている活断層（帯）として、有明海北岸地域の平野とその北側の山地との境界に沿って分布する「佐賀平野北縁断層帯」、及び福岡県境近くの「日向峠－小笠木峠断層帯」が選定されており、これらが活動した場合の地震の規模がそれぞれマグニチュード 7.5 程度及びマグニチュード 7.2 程度と、大規模な地震が発生する可能性を指摘されている。

また、これら 2 つの活断層帯のほかにも、唐津市池原付近から北西の海域に延びる城山南断層、伊万里市西部を北西－南東に延びる楠久断層、鹿島市の南を北西－南東に延びる西葉断層など、活動すれば大きな被害が生じる可能性のある断層（帯）は、県内各地に存在している。

なお、地震による被害については、県内に存在する活断層（帯）だけでなく、福岡県や長崎県など周辺地域の活断層（帯）で発生する地震でも大きな影響が及ぶ可能性があることに留意しておく必要がある。

【気候】

当町の気候は、寒暖の差が比較的少なく温暖多雨な内陸型気候区に属し、年平均約 16 度、年間降雨量 1,800mm 前後であるが、梅雨・台風襲来期である 6 月から 9 月頃には、一日の降雨量が 100mm 以上に達することがある。

特に多良川は、干潮河川であるため、増水時と有明海の満潮との接合時が最も危険である。

降霜は、10 月頃より見られ、晩霜は 4 月中頃までである。

②想定される災害リスク

【大雨】

当町で発生する風水害のうちその多くは、大雨によるものである。大雨の原因を分類すると、前線、低気圧、台風の順である。日降水量 100 mm 以上の大雨は、5月から7月の梅雨期に最も多く、この3ヵ月で年間の約42%と最も多い。

また、8月から9月は台風や秋雨前線等で年間の約18%を占めている。日降水量200 mm 以上の大雨や1時間降水量50 mm 以上の非常に激しい雨は、梅雨期の6月下旬から7月中旬にかけて多い。



【台風】

当町は、台風が来襲する頻度が高く、台風の接近で、大雨や暴風、高波、高潮などの顕著な気象現象が発生し、これまで度々大きな気象災害が発生している。

＜災害時の避難マップ（土砂災害）＞

【地すべり等】

当町は、半分以上が地形的、地質的に不安定な山地丘陵に占められていることから、地すべり、急傾斜地の崩壊等の発生する危険性が高い。

【高潮】

有明海は、遠浅でv字型の地形で、干満差が著しく大きいことから、全国的にみても、特に高潮が起こりやすい条件にあり、過去にも、数多く高潮被害を受けている。

【地震】

当町内の活断層の活動に伴う、規模の大きな地震は知られていない。これまでに知られている県内の地震被害については、周辺地域の浅いところで発生した地震によるものが多い。

【感染症】

新型インフルエンザは、10年から40年間の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように、町民のほとんどが免疫を有しておらず、全国的かつ急速なまん延により、多くの町民の生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれがある。

（洪水：ハザードマップ）

当町のハザードマップ（災害時の避難マップ）によると、太良町商工会（以下、当商工会）が立地する地域は浸水想定が0.4 mから0.6 m未満の地域であり、当商工会の標高は5.2 mである。当町で発生する風水害のうち、その多くは大雨によるものである。大雨の原因を分類すると、前線、低気圧、台風の順である。日降水量100 mm 以上の大雨は、5月から7月の梅雨期に最も多く、この3ヶ月で年間の42%と最も多い。また、8月から9月は台風や秋雨前線等で年間の約18%を占めている。日降水量200 mm 以上の大雨や1時間降水量50 mm 以上の非常に激しい雨は、梅雨期の6月下旬から7月中旬にかけて多い。当商工会に隣接する多良川は、令和2年7月豪雨により川が氾濫し、当商工会への浸水は免れたが、隣接地域の一部は冠水した。

（土砂災害：ハザードマップ）

当町のハザードマップによると、当商工会が立地する地域は地すべり危険箇所、土砂災害共に非該当の地域であり、土砂災害危険リスクは低い地域とされているが、標高983 m（国土地理

院)ある多良岳の裾野に当町は位置するため、豪雨等による土石流、急傾斜面の崩壊等の生じるおそれのあるところもあり、山崩れ、がけ崩れ等が今後も発生する危険性も考えられる。

(地震：J-SHIS・ハザード情報レポート)

当町の地震ハザードマップステーション(J-SHIS)及びハザード情報レポート(あいおいニッセイ同和損保作成)によると、当商工会が立地する地域は地震時の表層地盤のゆれやすさが「ややゆれやすい」地域とされており、地震ハザードマップステーションの防災地図によると震度5強の地震が太良町商工会(太良町大字多良)を中心に今後30年間で50.8%の確率で発生するといわれている。

県内及び周辺地域の活断層により当町に震度7又は震度6強の強い揺れを伴う地震が起きる可能性がある。なお、周辺地域の活断層として佐賀平野北縁断層帯・西葉断層、長崎県の多良岳南西麓断層帯・雲仙断層群北部が挙げられる。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 357者
- ・小規模事業者数 348者

【内訳】

令和3年4月1日現在

		商工業者数	小規模事業者数	備 考
商 工 業 者	建 設 業	146	144	町内に広く分布
	製 造 業	25	24	町内に広く分布
	卸・小売業	80	77	多良地区(市街地)に多い
	飲食店・ 宿泊業	36	36	宿泊業は全て大浦地区、 飲食店は町内に広く分布
	サービス業	56	56	町内に広く分布
	そ の 他	14	11	町内に広く分布
	合 計	357	348	

(3) これまでの取組

①当町の取組

- ・太良町 地域防災計画の策定(平成30年6月)
- ・太良町 国土強靱化地域計画の策定(令和2年3月)
- ・防災備品の備蓄
- ・太良町防災マップなどの配布や出前講座の開催
- ・災害情報共有システム(Lアラート)、緊急速報メール、太良町防災行政無線、広報車、ホームページ、SNS、ケーブルテレビ(藤津ケーブルビジョン)など複数の手段による伝達方法の整備



②当商工会の取組

- ・事業者BCPや事業継続力強化計画に関する国の施策の周知及び策定支援
- ・関係機関が開催する事業者BCPセミナー情報の周知
- ・発災時における特別相談窓口設置による被災事業者の支援(令和元年8月の前線に伴う大雨による災害に関する特別相談窓口・令和2年7月3日から大雨による災害に関する特別相談窓口等)
- ・感染症流行時における特別相談窓口設置による影響大の事業者支援(令和2年3月 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口等)
- ・各種共済保険制度への加入推進

II 課題

現状では、緊急時の取組について佐賀県商工会連合会が大規模災害対応マニュアルを示し、当商工会事業継続計画を策定したが、職員間でのマニュアルの共有が十分に出来ていないことや、災害に関する知識・ノウハウの蓄積が十分でないことから、平時・緊急時に対応できる体制が出来ていない。更には、近年災害が多発している中、災害に関しての損害保険・共済が多様化しており、小規模事業者のリスクヘッジを図るためには、職員の災害に関しての損害保険・共済の知識及び提案力を高めていく必要がある。

小規模事業者にあっても、BCP 策定や事業継続力強化の取組の優先順位が必ずしも高くなく、周知・啓蒙を行いながら、小規模事業者の事業継続力強化支援を行う必要がある。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・マニュアルの共有化と災害に関する知識・ノウハウを習得する。
- ・災害に関しての保険・共済の普及・啓発による小規模事業者の防災・減災対策を図る。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルールを構築する。
- ・発災後、速やかな復旧・復興支援が行えるよう、また、域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがない。「海外発生期」「国内感染者発生期」「国内感染拡大期」「社内感染者発生期」と細分化することも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

（１）事業継続力強化支援事業の実施期間（令和４年４月１日～令和９年３月３１日）

（２）事業継続力強化支援事業の内容

当商工会と、当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜１．事前の対策＞

１）小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、避難マップやハザード情報等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク、及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策活用等）について周知する。
- ・町報、ホームページ等において、国・県・町の施策や、リスク対策の必要性、損害保険等の概要等紹介を行い、また事業者BCPや事業継続力強化計画に積極的に取り組む小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には当町や県のホームページ等から常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 事業継続力強化計画の策定支援

- ・小規模事業者に対し、事業継続力強化計画等の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について経営指導員や専門家による指導及び助言を行い、計画策定支援を行う。

3) 事業継続計画の作成

- ・佐賀県商工会連合会が作成した大規模災害対応マニュアルを参考に、令和3年7月当商工会事業継続計画を作成。全職員共有するとともに災害に関する知識・ノウハウを習得、平時・緊急時に対応できる体制を構築する。

4) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会が連携協定を結ぶ、あいおいニッセイ同和損害保険㈱及び東京海上日動火災保険㈱や佐賀県火災共済協同組合と連携し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ・関係機関へ普及啓発ポスター等について掲示依頼し、セミナー等を共催で実施する。

5) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画や事業者BCP等取組状況を確認する。
- ・当商工会と当町で、状況確認や改善点等について協議する。

6) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6強の地震や豪雨災害）が発生したと仮定し、当商工会、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は年1回実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、速やかに職員の安否報告を行う
（電話だけでなく、SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当商工会と当町で共有する）。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認（検温等）を行うとともに、事務所等の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置に基づき当商工会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当商工会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、若しくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当商工会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

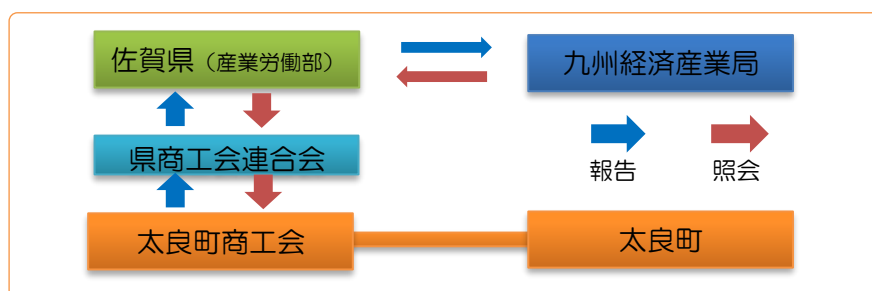
期 間	共 有 頻 度
発災後～2週間	発災直後は必要に応じ複数回共有し、2日目より1日に2回共有する。(必要に応じ頻度を増やす)
2週間～1か月	1日に1回共有する。
1か月～2か月	1週間に1回共有する。
2か月～3ヵ月	2週間に1回共有する。
3か月以降	1か月に1回共有する。

※災害の規模により共有頻度は協議のうえ変更する場合がある。

- ・当町新型インフルエンザ対策等行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、体制維持に向けた対策を実施する。

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、当商工会と当町で被害情報を共有し、被災地域での実施体制や支援活動等について決める。
- ・当商工会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当商工会と当町が共有した情報を、県の指定する方法にて当商工会又は当町より県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等から情報や方針に基づき、当商工会と当町が共有した情報を県の指定する方法にて当商工会又は当町より県へ報告する。



＜４．応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・当商工会と当町で開設方法等について協議のうえ相談窓口を開設する。開設方法については、県や県商工会連合会とも協議する（国や県より特別相談窓口の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・相談窓口や特別相談窓口の設置場所は、安全性が確認された場所かつ新型コロナウイルス感染症等の状況も検討し、あらかじめ協議した順位により設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした相談窓口を開設する。開設方法については、県や県商工会連合会とも協議する（国や県より特別相談窓口の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。

＜５．地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・当商工会、当町で協議のうえ、国や県、県商工会連合会の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、県内外からの応援派遣等を県や県商工会連合会に相談する。
- ・支援にあたっては新型コロナウイルスの状況も踏まえ、感染拡大の懸念等がある場合には、オンライン等を活用した支援も検討する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和 8 年 6 月現在)	
(1) 実施体制 (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会と関係町の共同体制／経営指導員の関与体制 等)	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 XXXXXXXXXX (連絡先は後述 (3) ①参照)	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等) ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行 ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)	
(3) 商工会、関係町連絡先	
①商工会 太良町商工会 経営支援課 TEL : 0 9 5 4 - 6 7 - 0 0 6 9 / FAX : 0 9 5 4 - 6 7 - 2 0 9 0 E-mail : tara@sashoren.or.jp (代表)	
②関係町 太良町役場 商工観光課 〒 8 4 9 - 1 6 9 8 佐賀県藤津郡太良町大字多良 1 番地 6 TEL : 0 9 5 4 - 6 7 - 0 3 1 2 / FAX : 0 9 5 4 - 6 7 - 2 4 2 5 E-mail : shoko-kanko@town.tara.lg.jp	
※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。	

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
必要な資金の額	3 8 0	2 8 0	3 8 0	2 8 0	3 8 0
・ 専門家派遣費 (@3 万円 年 5 回)	1 5 0	1 5 0	1 5 0	1 5 0	1 5 0
・ セミナー開催費 (@3 万円 年 1 回)	3 0	3 0	3 0	3 0	3 0
・ パンプ、チラシ作成費 (@3 3 0 × 3 0 0 部)	1 0 0		1 0 0		1 0 0
・ 防災・感染症対策費	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、太良町補助金、県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
連携体制図等	
①	
②	
③	